

4月10日は

法テラスの日

日本司法支援センター(愛称:法テラス)は、“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、平成18年4月10日に設立され、この度**10周年**を迎えることとなりました。

10周年を迎えるにあたり、4月6日(水)北海道司法記者クラブにおいて、法テラス札幌における業務実績報告の記者会見を行いました。また、4月8日(金)にはマスコミ関係者向けに事務所開放を行い、法テラス札幌の事務所の様子を取材いただきました。



記者会見の様子



テレビ取材の様子



北海道新聞
4月9日朝刊



JR札幌駅西口コンコース

また、4月13日(水)には、JR札幌駅西口コンコース内にて「法テラスの日」の広報活動として、オリジナルポケットティッシュを配布させていただきました。

所長、副所長も参加し、市民の皆様のほか、出張や旅行で来札していた皆様にも広報させていただきました。

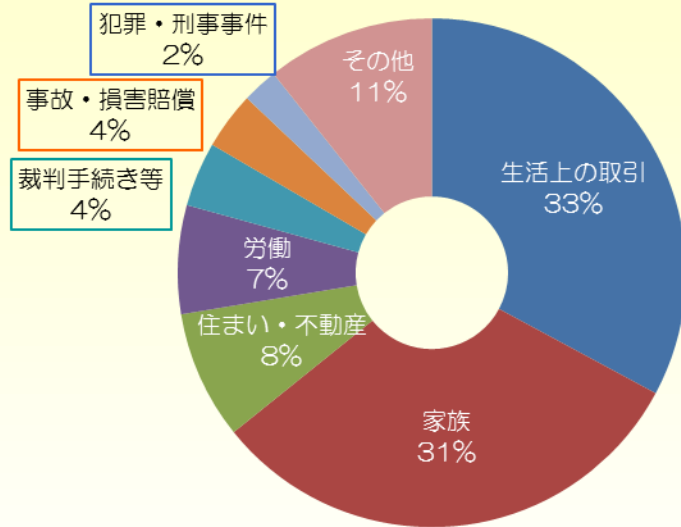
お急ぎのところ、足を止めていただきありがとうございます。



平成27年度 法テラス札幌 業務実績

情報提供窓口業務

相談分野	25年度	26年度	27年度
生活上の取引	1,851	1,793	2,032
家族	1,793	1,783	1,940
住まい・不動産	553	520	505
労働	394	375	427
裁判手続き等	303	334	254
事故・損害賠償	221	226	225
犯罪・刑事事件	173	121	140
その他	728	736	662
合計	6,016	5,888	6,185



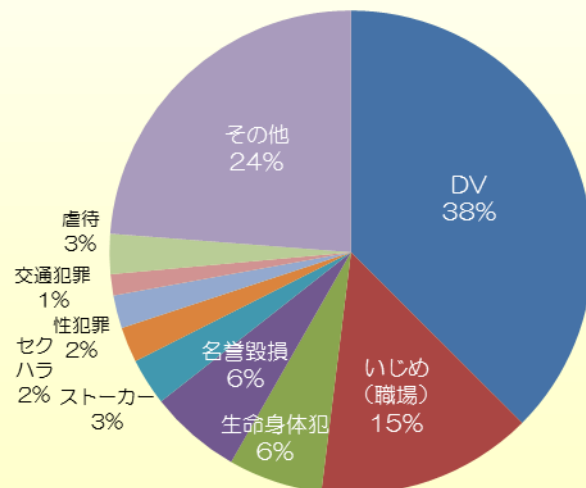
民事法律扶助業務

事件別内訳	法律相談援助			代理援助			書類作成援助		
	25年度	26年度	27年度	25年度	26年度	27年度	25年度	26年度	27年度
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
金銭の借入れ	3,682	4,189	4,408	2,460	2,332	2,483	133	100	75
家事	3,268	3,684	4,115	1,429	1,520	1,620	8	16	15
金銭	1,930	1,873	2,040	557	529	561	0	1	0
保全	38	44	43	70	58	69	2	0	0
労働	520	546	515	151	119	98	0	0	0
不動産	573	620	597	118	123	106	0	0	0
執行・競売	49	40	73	46	37	46	1	1	0
その他	254	381	325	47	170	40	1	1	0
合計	10,314	11,377	12,116	4,878	4,888	5,023	145	119	90

犯罪被害者支援業務

	相談件数
平成25年度	492
平成26年度	479
平成27年度	635

	相談内容	件数
1	DV	238
2	いじめ(職場)	92
3	生命身体犯	40
4	名誉毀損	39
5	ストーカー	20
6	セクハラ	15
7	性犯罪	14
8	交通犯罪	9
9	虐待 (高齢者・児童・障害者)	17
	その他	151
	合計	635





札幌地方事務所 NEWS

札幌弁護士会新規会員扶助研修

2月29日(月)

札幌弁護士会館にて、新規会員を対象とした扶助研修が行われ、法テラス札幌道尻副所長と事務局が参加いたしました。

約2時間に渡り、民事法律扶助制度のしくみや申込み手続き等について、説明させていただきました。



東区地域包括支援センター
合同勉強会

3月18日(金)

東区地域包括支援センターと札幌弁護士会高齢者・障害者支援員会の合同勉強会に参加し、法テラスの業務説明を行いました。

質問コーナーでは、「法テラスは知っているが、利用方法がわからない」「どのくらいのレベルの困りごとから連絡してよいか」など、様々な質問もお受けしました。
また、勉強会後半に行った事例検討会では、法テラスがどのようにお役に立つことができるか意見交換ができました。

このように法テラス札幌では、職員が出張して業務説明会を実施しております。ぜひ、お気軽にお問合せください。



セクハラ防止研修

4月19日(火)、21日(木)

コンプライアンス研修の一環として、全役職員を対象にセクハラ防止研修を実施しました。DVD視聴後、テーマに沿って活発な意見交換を行い、問題意識の共有ができました。

法テラス札幌では、職員全員が気持ちよく働くことができる環境づくりを目指しています。



あなたのセクハラ理解度は？

※セクハラになる「○」、ならない「×」

- ① 宴会では、部長の隣は女性職員が座ると決まっている。
- ② 同じ係りの女性に好意を持っていたので、食事に誘った。
- ③ セレモニーでの花束贈呈は、女性職員が適任だ。

正解 ① ○ ② ×(しつこいと○) ③ ○

今年もやります！

法テラス劇場

～ おとなのための法教育2016 ～

とき 平成28年10月20日(木)

ところ 札幌市教育文化会館小ホール

※ 詳細については、法テラス札幌通信夏号にてお知らせいたします。

法テラス札幌副所長通信

法テラス札幌副所長より、法律の事や最近気になった事等、様々な情報を発信いたします。



OATHの法則

法テラスは、本年4月10日に、**設立10周年**を迎えました。法テラスが、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現という構想のもとに設立され、法的トラブルを抱えた方が、必要な情報やサービスを受けられるための道案内の役割を果たす機関であるということをしっかり受け止め、副所長の任務を果たしていきたいと思えます。

さて、法テラスがその道案内の役割を果たすうえでは、法テラスの存在と事業が、法的トラブルを抱えている方たちに、分かりやすい形で知らされているということが重要であるとともに、法的トラブルを抱えている方の問題意識のあり方も重要になってきます。

マーケティングの世界では、人が悩みに対して抱える問題意識のレベルを4段階に分け、受け手の問題意識のレベルによって、キャッチコピー等のアプローチの仕方を変える必要があると言われていたようです。

この4段階とは、

- ① **O** (Oblivious = 無知)
…問題を認識していない。
- ② **A** (Apathetic)
…問題は認識しているが関心がない。
- ③ **T** (Thinking)
…問題について考えている状態
- ④ **H** (Hurting)
…問題について困っていて今すぐ苦痛からの開放を願っている。



というものであり、それぞれの頭文字をとって**OATHの法則**と呼んでいるようです。

現実の生活を送っていくうえでは、大多数の方は法律の存在を意識して生きている訳ではないでしょうし、現実の生活に支障がなければ、法律を意識することもないでしょう。

一般の方からの何気ない相談やお話のなかで、惜しいなと思うのは、現実の生活に支障が生じているのに、それを法律の力で改善できるということ意識されていない方が数多く存在するという事です。

OATHの法則では、①の状態にあると言ってもよいでしょう。

法的トラブルを抱えている方が、法テラスあるいは弁護士・司法書士のもとに辿りつくためには、現実の生活上の支障に対する問題意識+それが法律上の問題に該当するという問題意識を抱くことが必要となると思われます。

法律上の問題であると、法律専門家以外の方に認識していただくためには、法教育、啓発活動、関係諸団体との連携により図られることが期待されますし、場合によっては啓発のためのよりよい標語が必要となってくるかもしれません。

また、法律問題であることを認識していながら、それを法的に解決することに関心がないという方もいらっしゃいます。これはOATHの法則の②の状態にあると言ってもよいでしょう。

人によっては「お金がかかるんでしょう?」、「お金をかけて裁判しても、相手方からお金を支払ってもらえないってことも、よくあるんでしょう?」と言われることもあります。

法テラスの存在が、一般の方にも知られるようになってきていることから、費用の点については、安心して下さいということができるようになりました。

裁判制度を利用することに消極的な方については、実際、紛争の相手方にお金がない場合もありますが、大げさにしたくないという方もいらっしゃいます。

人が生きていくうえでは、損得勘定、人間関係の維持ということも重要な要素となりますので、裁判手続等の利用を強くすすめる訳にもいきませんが、最初からあきらめないで、せめて、OATHの法則の③のように、法律問題について考えている状態に至って頂きたい、そのために法テラスを気軽に利用して頂きたいというのが、私の思いです。

皆さま、法テラスの相談・代理援助制度だけではなく、情報提供業務についても、悩める方々へ、このような制度が存在するよということをお伝え下さいますようお願いいたします。



(N. T)



業務時間 月曜日～金曜日(平日) 9:00～17:00
(情報提供業務は16:00迄)

Tel 0503383-5555 (代表・情報提供課)
0503383-5556 (民事法律扶助課 直通)

〒060-0061
札幌市中央区南1条西11丁目
コンチネンタルビル8階

